

令和6年度 第23回庁議要旨

日時：令和7年3月21日（金）

午後4時～午後4時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 株式会社エイジェックグループとの包括連携協定の締結について（復興企画部）

株式会社エイジェックグループは「人材の総合プロデュース企業」として人と社会を結びつけるサービスを全国展開しており、医療、スポーツ、農林水産等、幅広い分野で事業を行っている。

昨年同社より、本市との包括連携協定締結について申出があったことから、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

協議が調ったことから、緊密な連携と協力のもと地域の課題解決及び活性化を図ることを目的に、同社との包括連携協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① スポーツ振興に関すること
- ② 市民の健康増進に関すること
- ③ その他地域活性化に関すること

イ 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和7年3月26日 包括連携協定締結式

2 石巻市環境保全率先行動計画の改訂について（市民生活部）

令和6年2月、本市では2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行っており、公共施設の省エネ化等による地球温暖化対策の推進が必要となっている。

また、国が「2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明していることを受け、令和8年度に策定する「石巻市環境基本計画」では「市域の二酸化炭素排出量」の削減目標を2013年度比50%へ引き上げる予定としていることから、「石巻市環境保全率先行動計画」においても内容の整合性を図る必要が生じている。

「第5期石巻市環境保全率先行動計画」を改訂するもの。

(1) 主な内容

「石巻市環境保全率先行動計画」について、以下のとおり見直す。

項目	変更後	変更前
4 温室効果ガスの削減目標及び基本方針	(1) 温室効果ガスの全体の削減目標 本市の事務・事業により排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度末までに基準年度比で <u>50%削減</u> することを目標とします。 <u>表2. 温室効果ガスの削減目標</u> ※別紙のとおり	(1) 温室効果ガスの全体の削減目標 本市の事務・事業により排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度末までに基準年度比で <u>26%削減</u> することを目標とします。 <u>表2. 温室効果ガスの削減目標</u>
	(3) 温室効果ガス削減に向けた各項目の数値目標 <u>表4. 各取組の数値目標</u> ※別紙のとおり	(3) 温室効果ガス削減に向けた各項目の数値目標 <u>表4. 各取組の数値目標</u>
	変更後	変更前
5 取組項目	(5) 環境に配慮した公共施設の整備等 ☐ <u>公共施設のZEB化を推進する。※</u> ☐ <u>公共施設の省エネ型エアコンへの更新を推進する。</u>	(5) 環境に配慮した公共施設の整備等 <u>(追加)</u>

(2) 今後の予定

令和7年4月 市ホームページ等にて周知
計画の施行

3 北上子育て支援センターの移転について（保健福祉部）

北上子育て支援センターは、現在、相川保育所内で運営しているが、入所希望者がいないことから令和7年3月末をもって相川保育所が休止することとなった。

北上子育て支援センターを北上こども園内に移転するもの。

(1) 主な内容

【移転後の施設概要】

ア 施設の位置：石巻市北上町十三浜字小田93番地4（北上こども園内）

イ 設置年月日：令和2年4月1日

ウ 建物構造：木造1階

エ 延床面積：18.80㎡

※参考：北上こども園全体面積 902.10㎡

(2) 今後の予定

令和7年 3月 相川保育所内北上子育て支援センター事業終了
 石巻市地域子育て支援拠点事業実施要綱改正
 （施行予定年月日：令和7年4月1日）
 4月 北上こども園内北上子育て支援センター事業開始

4 石巻市多目的ふれあい交流施設使用料の減免の見直しについて（教育委員会）

石巻市多目的ふれあい交流施設の減免について、市立の教育機関、教育団体及び保育所が主催する行事に使用する場合、冷暖房料及び設備使用料は減免対象ではなく、類似施設である石巻市河北総合セン

ターと取り扱いが異なっている。

施設使用料の減免の取り扱いについて、類似施設との整合性を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市多目的ふれあい交流施設の減免基準について、下記のとおり変更する。

【現行】

減免対象	施設使用料	冷暖房料	設備使用料
・市立の小中学校、幼稚園その他の教育施設、教育団体が主催する行事に使用する場合 ・市立の保育所が主催する行事に使用する場合	100%	—	—



【改正後】

減免対象	施設使用料	冷暖房料	設備使用料
・市立の小中学校、幼稚園その他の教育施設、教育団体が主催する行事に使用する場合 ・市立の保育所が主催する行事に使用する場合	100%	<u>100%</u>	<u>100%</u>

(2) 今後の予定

令和7年 3月 石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則の一部改正

(施行予定年月日：令和7年4月1日)

令和7年 4月 令和7年第4回教育委員会定例会にて報告

5 石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金の廃止について（教育委員会）

「石巻市中心市街地活性化基本計画」で定められた中心市街地において、文化芸術活動を行う団体の活動に対して、助成金を交付して支援することにより、文化及び芸術活動の拠点としての機能強化を図り、当該地区の活性化に寄与してきた。

令和7年度から補助対象エリアが同一である、石巻市街なかイベント開催助成金に一本化するため、当該助成金を廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金を廃止する。

(2) 今後の予定

令和7年 3月 石巻市街なか文化・芸術活動活性化助成金交付要綱の廃止

(施行予定年月日：令和7年4月1日)

4月 令和7年第4回教育委員会定例会にて報告

【報告事項】

1 新市施行20周年記念式典について（総務部）

石巻市は、平成17年4月1日に旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧河南町、旧桃生町、旧北上町、旧牡鹿町の1市6町が合併し誕生した。

以来、それぞれの地域特性を活かしつつ、新たな石巻市として歴史を築き、本市の将来像である「ひとりひとりが多彩に煌めき共に歩むまち」の実現を目指して取り組んできた。

令和7年4月1日に新市施行20周年を迎えることから、20年間の歩みを振り返り、本市の魅力や地域資源を再認識し、新たな出発を祝い石巻市の更なる飛躍を祈念するため、記念式典を開催するもの。

(1) 主な内容

ア 開催日時 令和7年6月7日（土） 午後2時から

イ 会 場 マルホンまきあーとテラス

ウ 式典内容 以下の内容で挙行予定

- ・オープニングセレモニー
- ・式辞、祝辞、市民代表あいさつ
- ・来賓祝電紹介
- ・20周年記念映像上映
- ・アトラクション

（式典会場外で地場産品フェアを開催）

エ 出席者 来賓及び招待者（1,000名程度）

(2) 今後の予定

令和7年4月 来賓及び招待者に対し案内状送付

2 石巻市特定事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）第5期の策定について（総務部）

急速に進行する少子化を背景として、平成26年度末までの時限立法として、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）が公布された。

本市においても仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを推進することを目的に、平成17年4月に石巻市特定事業主行動計画第1期を策定、以降第4期まで策定し、各種取組を推進してきたところである。

令和6年5月に、次世代育成支援対策の推進・強化等の措置を講ずることとして、次世代法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の公布により、次世代法の有効期限が令和17年3月31日まで10年間延長されたほか、計画策定に当たっての指針となる事項を定めた行動計画策定指針が改正されることとなった。

次世代法及び行動計画策定指針に基づき、石巻市特定事業主行動計画第5期計画を策定し、引き続き仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを推進する。

(1) 主な内容

ア 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

イ 内容

次世代法の趣旨を踏まえ、現計画に引き続き、第5期計画においても計画目的や重点項目、推進体制等について引き続き取り組むこととするほか、社会情勢の変化や公務員制度改革等に応じた、より効果的で分かりやすく、実効性のある施策展開を目的に、以下4つの柱を掲げ、各種取組を推進する。

- ① 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関する制度周知等
- ② 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等

- ③ 制度を利用しやすい環境づくり・支援体制づくり
- ④ 次世代育成に向けた投資

また、令和５年１２月に閣議決定された「こども未来戦略」において、国・地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標が引き上げられ、総務省より地方公共団体においても政府目標を踏まえた目標設定を行うよう通知があったことを踏まえ、男性の育児休業取得率に係る目標設定を行うほか、特別休暇「子の看護休暇」の拡充を行うなど、具体的な取組内容を明記する。

ウ その他

令和７年度末までの時限法である女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「女性活躍推進法」という。）第１９条の規定に基づき、令和３年３月に策定した「石巻市特定事業主行動計画～女性が輝く社会のために～」の計画期間が令和７年度末までとなっており、当該計画と本計画の内容について重複する部分があることから、女性活躍推進法の延長等の状況を踏まえつつ、令和７年度中に本計画と統合・一本化し、併せて内容の見直し等を行う。

(2) 今後の予定

令和７年３月 本計画公表（市ホームページ掲載）

３ 石巻市予定価格事前公表について（総務部）

本市の発注する下水道工事において、職員２名が関わる官製談合事件が発生した。

同事件を受け昨年４月２２日に石巻市官製談合再発防止検討委員会を設置し、事件発生に至った事実関係や職場実態等の検証、行政課題の抽出及び再発を防止するための対策について検討を進め、再発防止対策報告書を取りまとめた。

再発防止策の一つとして、予定価格の漏洩防止に有効な手段と考えられることに加え、事件の動機でもある「入札不調」になりにくい効果もあることから、入札前の予定価格公表を行うもの。

(1) 主な内容

- ア 対 象 予定価格が１，０００万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の競争入札。
- イ 開始日 令和７年４月１日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から実施。
- ウ 方 法 ① 一般競争入札：石巻市契約規則第４条の規定による入札公告に記載。
② 指名競争入札：石巻市契約規則第１６条第２項の規定による指名通知書に記載。
- エ 措 置 事前公表を行った案件の入札執行回数は１回とし、予定価格を超える価格の入札は無効とする。
- オ その他 参加者が１者となった場合は、入札を中止とする。

(2) 今後の予定

令和７年３月 石巻市予定価格事前公表に関する要綱制定（施行予定年月日：令和７年４月１日）

4 石巻市入札監視委員会設置について（総務部）

本市の発注する下水道工事において、職員 2 名が関わる官製談合事件が発生した。

同事件を受け昨年 4 月 22 日に石巻市官製談合再発防止検討委員会を設置し、事件発生に至った事実関係や職場実態等の検証、行政課題の抽出及び再発を防止するための対策について検討を進め、再発防止対策報告書を取りまとめた。

再発防止策の一つとして、入札及び契約の過程並びに契約の内容について、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行と透明性を図り、入札・契約内容の監視体制強化を目的に、外部有識者による入札監視委員会を設置するもの。

(2) 今後の予定

令和 7 年 3 月 石巻市入札監視委員会設置要綱及び石巻市入札監視委員会運営要領制定

(施行予定年月日：令和 7 年 4 月 1 日)

7 月 第 1 回入札監視委員会開催

令和 8 年 1 月 第 2 回入札監視委員会開催

5 石巻市消防団員等公務災害補償基礎額等の見直しについて（総務部）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されることに伴い、石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額等の見直しが必要となった。

石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額等を見直すことにより、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの

(1) 主な内容

ア 石巻市消防団員等公務災害補償の補償基礎額の改正（第 5 条第 2 項第 1 号、別表第 1 関係）

別表第 1（第 5 条関係）補償基礎額表

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長 (地区団長及び地区副団長)	12,900 (12,500)	13,700 (13,350)	14,500 (14,200)
分団長及び副分団長	11,300 (10,800)	12,100 (11,650)	12,900 (12,500)
部長、班長及び団員	9,700 (9,100)	10,500 (9,950)	11,300 (10,800)

※括弧内は現行の補償基礎額

イ 消防作業従事者等の補償基礎額の改正（第 5 条第 2 項第 2 号関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を「9,100 円」から「9,700 円」に、最高額を「14,200 円」から「14,500 円」に改める。

ウ 扶養に係る補償基礎額の加算額の改正（第5条第3項関係）

（単位：円）

第5条第3項	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
加算額（日額）	100（217）	383（333）	217（変更なし）			

※括弧内は現行の加算額

エ 扶養親族たる子の年齢に係る文言の改正（第5条第4項関係）

「特定期間」を「当該期間」に改める。

(2) 今後の予定

令和7年4月 石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例施行

6 石巻市成年後見制度利用支援事業における事務実施方法の見直しについて（保健福祉部）

成年後見制度利用支援事業については、国や県が示す内容に則して、石巻市成年後見制度利用支援事業実施要綱及び石巻市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領に基づき事務を執り行っている。

国の制度見直しに合わせて、令和6年10月に宮城県作成の「成年後見制度（市長申立て）活用マニュアル」が改訂されたため、その内容を踏まえ、当市においても事務の取扱いを見直す必要が生じている。

宮城県作成のマニュアルの改訂に伴い、同事業に係る事務取扱方法を見直すもの。

(1) 主な内容

成年後見制度利用支援事業の事務の取扱いについて次のとおり改める。

	改正	現行
1 後見等の審判請求の要否に関する調査方法	(1)対象者の事理弁識能力の程度は、<u>医師の診断</u>により判断する。 (2)対象者の3親等、4親等の親族については、<u>戸籍調査は実施せず</u>、関係者からの聞き取りによりその存否を確認する。 (3)以下に該当する場合は、対象者保護の可能性に関する調査及び審判申立て同意書の提出依頼を省略することができる。 ア 3親等、4親等である者 イ 2親等内であって、本人に対して虐待等不利益となることを行っている者（※1） ウ 2親等内であって、<u>重病、長期不在や居所不明である者</u>	(1)対象者の事理弁識能力の程度は、<u>親族、民生委員、近隣住民等からの情報</u>により判断する。 (2)対象者の親族の存否を戸籍調査により確認する。 (3)以下に該当する場合は、対象者保護の可能性に関する調査及び審判申立て同意書の提出依頼を省略することができる。 ア 3親等又は4親等であって、<u>本人との交流が認められない者</u> イ 2親等内であって、本人に対して虐待等不利益となることを行っている者 ウ 2親等内であって、<u>本人と意図的に絶縁状態にある者</u>

2 申立て手続き費用の求償に係る上申方法	<u>家庭裁判所が指定する方法</u> で行う。	<u>当市が作成した様式（上申書）</u> を用いて行う。
3 求償費用の納入期限	納入期限は、 <u>後見人等（※２）の登記手続きが完了してから</u> 2か月以内	納入期限は、 <u>後見人等が選任された日から</u> 2か月以内
4 事務に係る様式	親族への通知書、後見等開始に係る同意書、後見人等への報酬に係る助成の申請書の様式を相手方に分かりやすい形に改める。	

※１ （３）－イについては変更なし

※２ 成年後見人、保佐人及び補助人

(2) 今後の予定

令和 7 年 3 月 石巻市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領の一部改正

(施行予定年月日：令和 7 年 4 月 1 日)

7 石巻市難聴児補聴器助成事業における所得制限の撤廃について（保健福祉部）

難聴児補聴器助成事業は、県の市町村振興総合補助金事業を活用して、身体障害者手帳の交付対象としない 18 歳未満の軽度・中度難聴児に対して補聴器の購入及び修理に要する経費の一部又は全部を助成しているが、世帯の市町村民税所得割額の最多納税者の納税額が 46 万円以上である場合は助成の対象外としている。

今般、障害者総合支援法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年 4 月 1 日施行）において、これまで補装具費の支給対象外としていた市町村民税の所得割額が 46 万円以上の支給対象等のうち、障害児又は障害児の属する世帯の世帯員に係る所得制限を撤廃し、障害児について補装具支給制度の対象としたことを受け、県は令和 7 年度から補助対象要件の所得制限を撤廃することとした。

宮城県と同様に、難聴児補聴器助成事業において難聴児への助成に係る所得制限を撤廃するもの。

(1) 主な内容

石巻市難聴児補聴器助成事業実施要綱を一部改正し、助成に係る所得制限の規定を削除するほか、文言の整理を行う。

改 正	現 行
(助成対象等) 第 2 条 (略) 2 (略) (1) 両耳の平均聴力レベルが 30 デシベル以上であり、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。 (2) (略) <u>(助成対象からの除外)</u> 第 3 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、 <u>過去に交付決定を受けたことのある助成対象児の補聴器の更新にあつては、前回の交付決定から耐用年数である 5 年を経過していない場合（災害等当該助成対象児の責任によらない事情により亡失、毀損したと認められる場合を除く。）</u> は助成の対象から除外する。	(助成対象等) 第 2 条 (略) 2 (略) (1) 両耳の平均聴力レベルが 30 デシベル以上 <u>70 デシベル未満</u> であり、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。 (2) (略) <u>(助成対象からの除外)</u> 第 3 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、 <u>次のいずれかの要件に該当する場合は助成の対象から除外する。</u> <u>(1) 助成金の交付申請を行う月の属する年度（4 月から 6 月にあつては前年度）における助成対象児又は助成対象児の属する世帯の他の構成員で市町村民税所得割額の最多納税者の納税額が 46 万円以上の場合</u>

	(2) <u>過去に交付決定を受けたことのある助成対象児の補聴器の更新にあつては、前回の交付決定から耐用年数である5年を経過していない場合（災害等当該助成対象児の責任に拠らない事情により亡失、毀損したと認められる場合を除く。）</u>
--	---

(2) 今後の予定

令和7年3月 石巻市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱の一部改正

(施行予定年月日：令和7年4月1日)

4月 市ホームページによる周知

8 妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付金給付事業の実施について（保健福祉部）

国は令和4年度から、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を目的として、伴走型相談支援事業及び出産・子育て応援給付金給付事業を時限的に予算事業として実施してきた。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年4月より妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付金が創設されることとなった。

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付を効果的に組み合わせ、妊婦等の身体的・精神的ケア及び経済的支援を実施するもの。

(1) 主な内容

妊婦や子育て家庭等への支援として、身体的・精神的ケア及び経済的支援を一体的に実施する。

【新旧制度の比較】

ア 妊婦等包括相談支援事業

	新制度	現行制度
名 称	妊婦等包括相談支援事業	伴走型相談支援事業
根 拠	児童福祉法第6条の3第22項	国の予算事業（実施要綱）
対象者	妊産婦及びその配偶者等	妊産婦及び養育者
財 源	国 1/2 県 1/4	国 1/2 県 1/4

イ 妊婦のための支援給付金給付事業

	新制度	現行制度
名 称	妊婦のための支援給付金事業	出産・子育て応援給付金給付事業
根 拠	子ども・子育て支援法第10条の2	国の予算事業（実施要綱）
給付算 定基礎	妊娠している者及び妊娠している こどもの数（流産・死産等も含む）	妊娠の届出をした妊婦及び出生し た児童数
対象者	妊婦給付認定者	妊婦及び養育者
財 源	国 10/10 (事務費：国 1/2 県 1/4)	国 2/3 県 1/6 (事務費：国 1/2 県 1/4)

(2) 今後の予定

令和7年3月 石巻市妊婦等包括相談支援事業実施要綱制定

(施行予定年月日：令和7年4月1日)

石巻市妊婦のための支援給付金給付事業実施要綱制定

(施行予定年月日：令和7年4月1日)

9 石巻市立相川保育所の休止について（保健福祉部）

相川保育所は施設が狭小で、また海岸及び河川の付近に建設されていたこともあり、津波等の自然災害等の危険性から保育所児童を保護するため、平成23年4月相川中学校跡地である現在の高台に新築移転され、これまで地域の児童保育の充実に寄与してきたところであるが、令和7年度の当該施設への入所見込み児童が0人となっている。

令和7年度の入所希望がないことから、相川保育所を休止するもの。

(1) 主な内容

令和7年度は相川保育所への入所見込み児童が0人であることから休止とする。

(2) 今後の予定

令和7年3月25日 市ホームページで、相川保育所の休止について公表

相川保育所の休止に係る周知文書を、北上地区住民に配布

10 東北経済産業局との包括連携協定の更新について（産業部）

本市においては、令和3年度に策定した石巻市産業振興計画に掲げる事業を強力に推進して行くため、東北地域の持続可能な経済社会の実現を目指す東北経済産業局へ包括連携協定の締結について本市から打診し、令和4年12月23日の協定締結後は4つのプロジェクトを立ち上げて取組を行ってきた。

有効期間を令和7年3月31日までとしていることから、今後の取組について同局と協議を行ってきた。

包括連携協定を更に3年間延長し、引き続き本市における地域企業の成長に向けた支援、地域の発展・経済活性化に寄与する取組を進めることで、地域の産業振興及び地域活性化を図る。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 地域企業の成長に向けた支援に関すること
- ② 地域経済の発展・地域課題の解決に寄与するプロジェクトに関すること
- ③ その他、相互に連携協力が必要と認められる事項に関すること

イ 協定締結期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする

(2) 今後の予定

令和7年4月1日 包括連携協定更新

11 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の策定について（産業部）

中小企業の設備投資を通じた労働生産性向上を促進するため、一定要件を満たす設備を取得した場合、その設備に対する固定資産税の特例が平成30年度に新設された。この特例は、対象とする地域や業種

などを定めた「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得た自治体でのみ適用される時限措置であり、本市においても平成30年度に「石巻市導入促進基本計画」を策定以降、税制特例の改正や延長に合わせて計画の更新を行っている。

現行計画については、令和7年3月31日に計画期間が終了となるが、税制特例については内容を一部改正した上で対象期間が2年間延長されることが示されている。

現計画期間が終了するため、再度「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得ることで、切れ間なく固定資産税の課税に対する特例措置を講じ、中小企業者等の前向きな設備投資や賃上げを後押しするもの。

(1) 主な内容

○ 現行の導入促進基本計画からの変更点

- ・ 令和7年現在の状況に基づいた記載に変更
- ・ 計画期間

「令和5年6月15日～令和7年3月31日」から「令和7年4月1日～令和9年3月31日」に変更

※いずれの変更も、「先端設備等導入計画」の認定対象となる事業者の要件（対象地域：全域、対象業種：全て）の変更を伴わないものである。

<参考>

地方税法の改正に伴い、「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者が受けることができる固定資産税の特例には、主に次のとおりの変更があった。

		令和5年度～令和6年度に 認定を受けた事業者	令和7年度～令和8年度に 認定を受けた事業者
賃 事 上 業 げ 者 表 の 明	無し	3年間 特例率（※1）：1／2	
	有り （1．5％以上）	4年間もしくは5年間（※2） 特例率：1／3	3年間 特例率：1／2
	有り （3％以上）		5年間 特例率：1／4

※1 特例率：固定資産税の事業者負担分の割合

※2 令和5年度中に取得：5年間、令和6年度中に取得：4年間

(2) 今後の予定

令和7年4月1日 国からの同意（導入促進基本計画）

12 NHKのど自慢の実施について（教育委員会）

本市では、令和7年4月1日に新市施行（合併）20周年を迎えることから、令和7年度に記念式典等の記念事業の実施を予定している。記念事業の実施に当たり、東日本大震災からの復旧・復興に、全国各地からの多大なる御支援・御声援をいただいたことから、全国の皆様に、復興した本市の姿を公開番組を通じて発信するため、NHKのど自慢の実施申請を行っていたところ、実施されることが正式に決定したものの。

(1) 主な内容

ア 実施概要

- ①番組名：NHKのど自慢
- ②会場名：マルホンまきあーとテラス
- ③実施日：令和8年3月7日（土）、8日（日）
- ④主催：石巻市、NHK仙台放送局

イ 実施体制

石巻市、NHK仙台放送局との共同主催

【業務分担】

石巻市：実施会場の確保及び整備、周知広報、実施運營業務等
NHK：番組制作・放送に関する業務、放送による周知広報等

(2) 今後の予定

令和8年3月7日 NHKのど自慢予選
8日 NHKのど自慢本番

13 石巻市多目的ふれあい交流施設の貸切使用許可申請に係る申請期間の見直しについて（教育委員会）

石巻市多目的ふれあい交流施設の貸切使用の許可申請について、アリーナ及びその他の施設は使用日の3箇月前から可能となっているが、石巻市河北総合センターはアリーナについて使用日の1年前から、その他の施設は使用日の6箇月前からとなっており、類似施設において取り扱いが異なっている。
貸切使用の許可申請について、類似施設と同様の取り扱いとするもの。

(1) 主な内容

石巻市多目的ふれあい交流施設の貸切使用の許可申請について、それぞれ以下のとおり変更する。

【現行】

施設	貸切使用の許可申請
アリーナ	使用日の <u>3箇月前</u> （該当日の属する月の初日）から3日前まで
その他の施設	使用日の <u>3箇月前</u> （該当日の属する月の初日）から3日前まで



【改正後】

施設	貸切使用の許可申請
アリーナ	使用日の <u>1年前</u> （該当日の属する月の初日）から3日前まで
その他の施設	使用日の <u>6箇月前</u> （該当日の属する月の初日）から3日前まで

(2) 今後の予定

令和7年 3月 石巻市多目的ふれあい交流施設管理規則の一部改正
（施行予定年月日：令和7年4月1日）

【その他】

- ・令和7年石巻市議会第2回定例会会期日程予定案について（総務部）

以上